

令和8年度「短期証世帯呼出状」の文言修正について

(変更後)

年 月 日
京都市国民健康保険 保険料の納付と医療費の全額(10割)自己負担について
京都市では、毎年11月に資格確認書等の更新を行います。(マイナ保険証をお持ちの方については資格情報のお知らせを交付しています。)
保険料を滞納されていると、将来的に、医療機関等での支払いが、一旦全額(10割)自己負担となります。
早期に滞納を解消してください。納付が困難な場合は、
令和8年 月 日までに
封筒に記載の担当へ来所又は連絡してください。
このあたりに連番印字するので 行数は増やさないこと